

平成 25 年度地下水質測定計画における変更点

1. 概況調査（県実施分）の測定項目等

(1) 選定条件

平成24年度	平成25年度
項目A	A項目
過去の調査結果から、基準を超過する可能性が高いと考えられる物質	過去の調査結果から、基準を超過する可能性が高いと考えられる物質
項目B	B項目
項目A及び項目C以外の物質	①過去の調査において基準を超過したことのあ る物質でA項目に該当する物質以外 ②B項目①の分解生成物として生成される可 能性のある物質及びB項目①を分解生成物と して生成する可能性のある物質
項目C	C項目
過去の調査結果から、基準を超過する可能性が低いと考えられる物質	①概況調査では地下水汚染が確認されなかつた が、土壌汚染状況調査等のその他の調査に より地下水汚染が判明したことのあ る物質 ②県内全域の汚染状態が把握できていないと考 えられる物質
—	D項目
項目設定なし	過去に基準超過したことがなく、今後も基準を超過する可能性が低いと考えられる物質

(2) 測定項目・測定頻度

平成24年度	平成25年度
項目A（計3物質）【1年に1回調査】	A項目（計3物質）【1年に1回調査】
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
項目B（計12物質）【2年に1回調査】	B項目（計11物質）【2年に1回調査】
カドミウム、鉛、砒素、ジクロロメタン、四塩化炭素、 塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン(*)、1,1,1-トリクロロエタン、 ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン *1,2-ジクロロエチレンについては、シス体及びトラ ンス体の和を環境基準とします。	①カドミウム、鉛、砒素、ジクロロメタン、 1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン(*)、 ふっ素、ほう素 *1,2-ジクロロエチレンについては、シス体及びトラ ンス体の和を環境基準とします。 ②1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン
項目C（計13物質:アルキル水銀を含む） 【4年に1回調査】	C項目（計7物質:アルキル水銀を含む） 【4年に1回調査】
全シアン、六価クロム、総水銀(*)、PCB、 1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、 チオベンカルブ、ベンゼン、セレン *総水銀が検出された際には、アルキル水銀の分	①六価クロム、総水銀(*)、四塩化炭素、 ベンゼン *総水銀が検出された際には、アルキル水銀の分 析も行う。 ②塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン

析も行う。	
—	D項目（計7物質）【5年に1回調査】
項目設定なし	全シアン、PCB、1,3-ジクロロプロペン、 チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン

※「土壌汚染対策法の施行について」(平成15年2月4日改正環水土20号)で示されている特定有害物質とその分解生成物

テトラクロロエチレンの分解生成物：1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレンおよびトリクロロエチレン

1,1,1-トリクロロエタンの分解生成物：1,1-ジクロロエチレン

1,1,2-トリクロロエタンの分解生成物：1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン

トリクロロエチレンの分解生成物：1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン

2. 測定地点数の変更

変更箇所（平成24年度→平成25年度）

測定機関	概況調査	継続監視調査			計
		汚染地区		定点観測	
		硝酸性窒素等以外	硝酸性窒素等		
群馬県	99	20	20	—	139
前橋市	13 → 14	14	—	—	27 → 28
高崎市	18 → 17	5 → 4	—	—	23 → 21
伊勢崎市	9	3 → 6	—	—	12 → 15
太田市	12	—	—	—	12
国土交通省	—	—	—	3	3

※硝酸性窒素等：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

3. 測定機関の変更

メッシュ 番号	測定機関		変更理由等
	平成24年度	平成25年度	
10	高崎市	前橋市	測定機関が異なる市町村境界が存在するメッシュのため、隔年交代で測定を実施している。 ※測定機関の変更による地点数の増減 群馬県：増減なし 前橋市：+1 高崎市：-1 伊勢崎市：増減なし 太田市：増減なし
14	前橋市	伊勢崎市	
28	高崎市	群馬県	
33	伊勢崎市	群馬県	
37	伊勢崎市	前橋市	
41	群馬県	伊勢崎市	
47	群馬県	太田市	
57	太田市	群馬県	
73	群馬県	高崎市	
84	高崎市	群馬県	
87	群馬県	高崎市	

4. 継続監視調査地点の変更

井戸番号	測定地点	測定機関	変更内容	変更理由
M-64	太田市新田大根町	群馬県	井戸変更	調査井戸が採水不可となったことが判明し、代替井戸を選定し継続監視調査を継続するため。
M-66	渋川市赤城町持柏木	群馬県	井戸変更	
M-50	伊勢崎市境下淵名	伊勢崎市	井戸変更	
M-15	高崎市片岡町	高崎市	廃止	調査井戸が採水不可となり、近隣に代替井戸がない。過去10年において

参考資料 2 - 2

				有害物質は検出されていないため。
M-80	伊勢崎市 葦塚町	伊勢崎市	新規	平成 23 年度の概況調査で地下水汚染が発見されたため、その周辺地区において継続監視調査を実施する。
M-81				
M-82				